

第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 骨子案

1 計画策定の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年度（2005年度）から令和6年度（2024年度）までの20年間を計画期間とする「佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）を策定し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組と適正処理を推進することで、「循環型社会」の実現を目指すと同時に、国際目標であるSDGsの観点からも取組を実施してきました。様々な取組により、本市の1人1日当たりのごみ排出量は全国や長野県の平均と比べて低い水準にあります。

しかし、近年ごみの減量化が進まず、排出量は横ばいの状況が続いており、特に可燃ごみは、佐久平クリーンセンターの受入上限を超過する可能性があることから、可燃ごみの減量化が喫緊の課題となっています。

さらに、製品プラスチック再商品化や、食品ロスの削減、排出困難世帯の対応、生ごみ堆肥化の検討、災害廃棄物処理体制の強化などの課題もあります。

このように、ごみ処理を取り巻く状況が変化し、令和6年度には計画目標年度を迎えることから、現行計画の見直しを行い、SDGsの視点も踏まえ「第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

なお、食品ロスの削減については、令和元年5月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を進めることが求められています。長野県が策定した「長野県廃棄物処理計画（第5期）」においても「食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画」を計画内に位置付け、食べ残しを減らす取組として、家庭や外食等での食品ロス削減の呼び掛けや食品ロス削減に取り組む店舗の支援を行うほか、未利用食品の提供の呼び掛けなどの食品ロス対策の推進を掲げています。

本市では、食品ロス削減の啓発などの取組を進めてきましたが、更なる取組の充実と総合的かつ計画的に施策を推進するため、本計画に食品ロス削減推進計画を包含します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき策定されるものです。一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方をまとめ、これらを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえて市町村が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）」を本計画に包含するものとします。

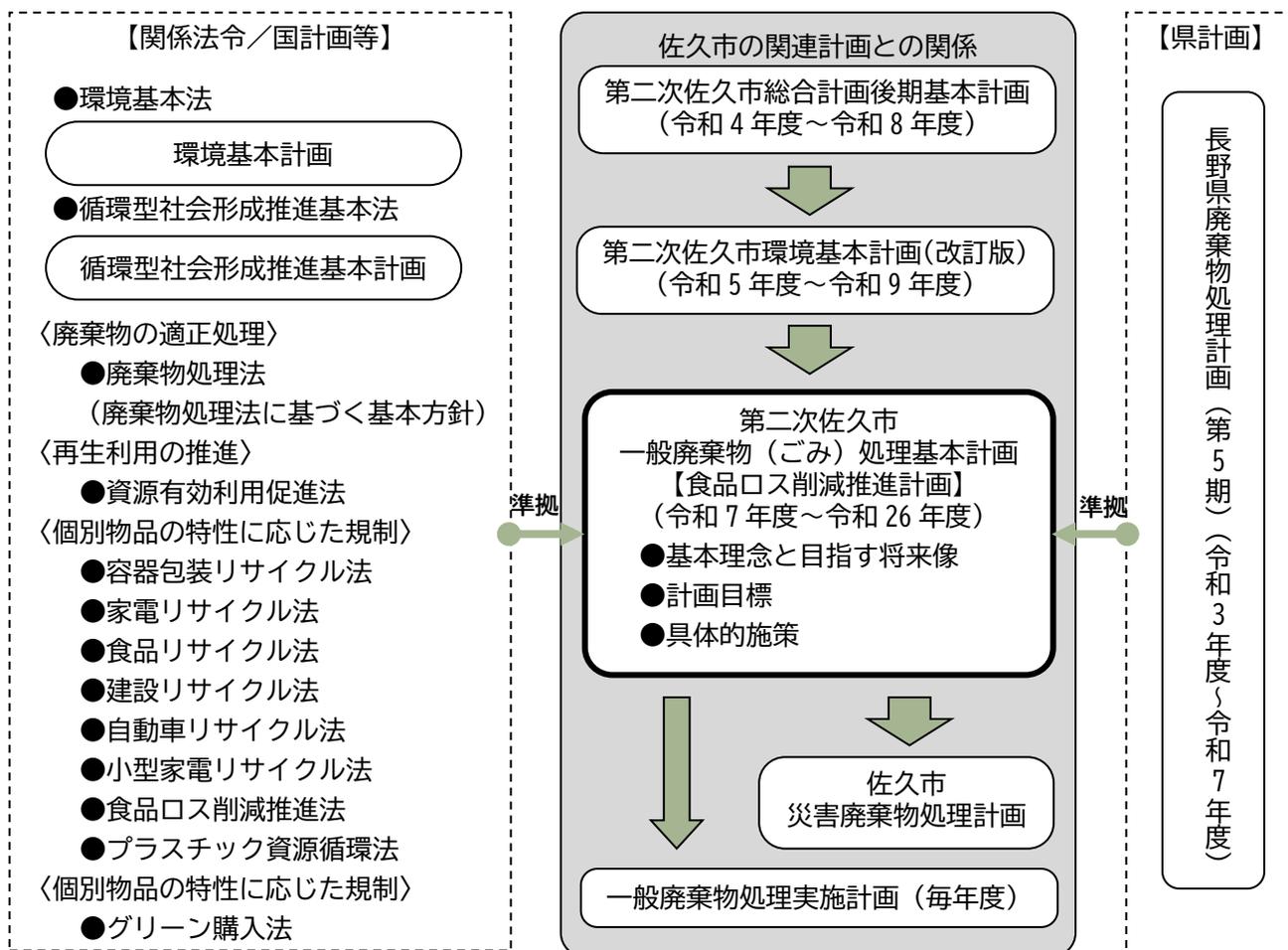


図1-1 本計画の位置付け

(3) 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は20年間とし、計画の最終目標年度は令和26年度とします。計画策定後から5年毎に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も随時見直しを行います。

なお、目標の達成状況を評価する際に各種指標の基準となる年度(=基準年度)は、令和5年度とします。

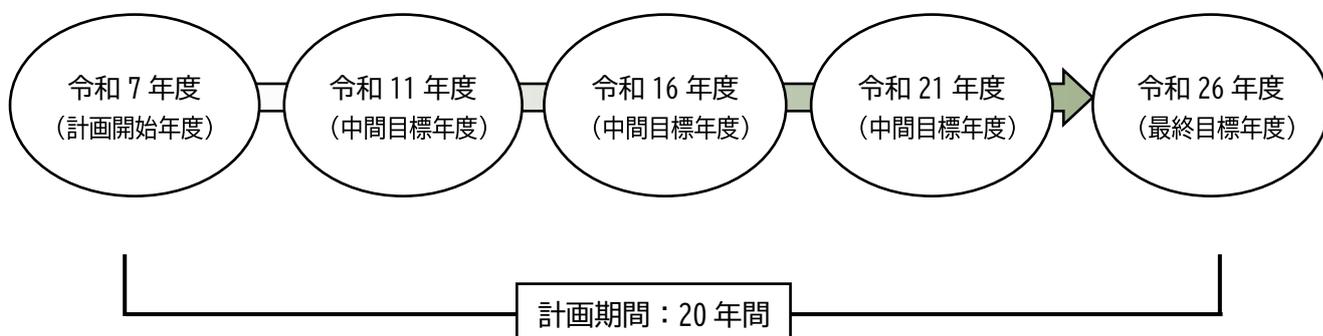


図1-2 計画の期間

2 市の現状

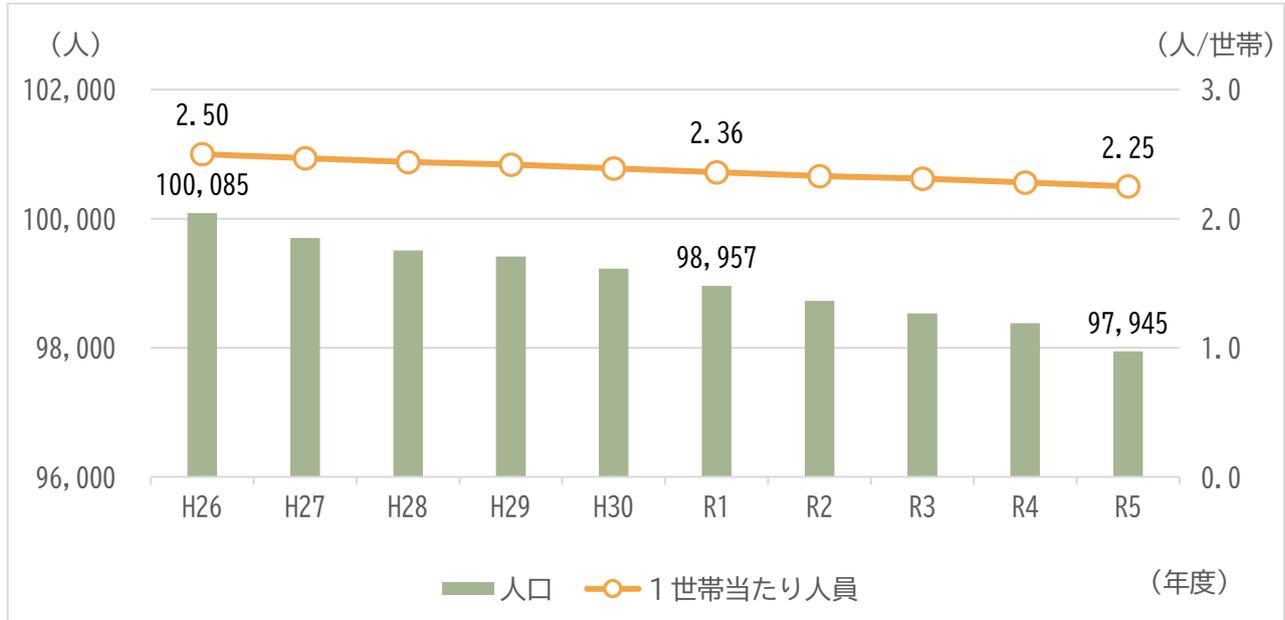
(1) 地域特性

○市の概況としてまとめる項目：「気象※」「人口・世帯数」「年齢階級別人口※」「産業※」

※今後、まとめる項目。

○人口・世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和5年10月1日現在、97,945人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯当たり人員は減少が続いています。



注1) 各年10月1日現在。

図2-1 人口及び1世帯当たり人員の推移

(2) 市の関連計画・関連事業

本市の上位計画と本計画との関連をまとめます。

○本計画と関連する上位計画：「第二次佐久市総合計画後期基本計画」（令和4年3月）

「第二次佐久市環境基本計画（改訂版）」（令和5年3月）

3 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状把握

○ごみ処理の現状でまとめる項目：「ごみ処理フロー※」「ごみ処理体制※」「ごみ処理の実績」
「市民や事業者の意識・意見等※」「ごみ処理の評価※」

※今後、まとめる項目。

○ごみ処理の実績（ごみ排出量）

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、令和3年度が652.8g/人・日〔(参考)令和4年度：669.7g/人・日〕です。令和3年度の県内の平均が800g/人・日であるため、県内の市町村との比較ではごみ排出量は少ない状況にあります。近年はごみ排出量の削減が進まず、現行計画で掲げた数値目標（612.2g/人・日）の達成は難しい状況にあります。特に、可燃ごみは減量化が進まず、横ばいで推移しています。令和4年度のごみ排出量は18,621tであり、佐久平クリーンセンターの受入上限（18,742t）の99%に達しています。

注) 令和4年度までの実績を記載しています。令和5年度の実績は、まとめ次第記載します。

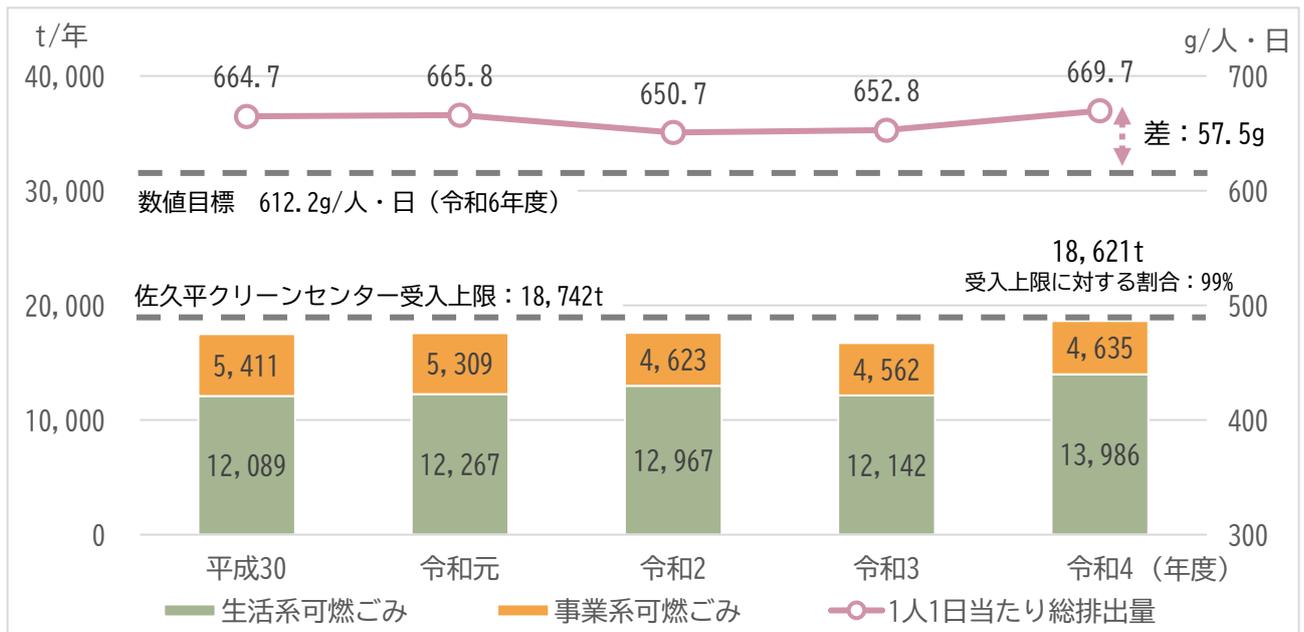


図3-1 1人1日当たりのごみ総排出量と可燃ごみ排出量の推移

○市民や事業者の意識・意見等（アンケート調査）

ごみの減量化やごみの分別、収集・運搬体制の在り方、食品ロスの削減、製品プラスチック等の分別品目の拡大といった様々な課題に対応していく必要があることから、市民や事業者が求めるごみに関連する情報やサービスの内容、市民及び事業者のごみ処理に関する取組状況等をアンケート調査により把握し、市民及び事業者の意向等を施策に反映させます。

なお、アンケートの結果は現在集計及び解析中です。

調査方法：市民及び事業者へアンケート用紙を郵送・配布（インターネットによる回答を併用）

調査期間：令和5年12月19日（火）～令和6年1月12日（金）

配布数：市民2,000人、事業者210者

（2）ごみ処理行政の動向

本市が廃棄物処理行政の方向性を決定するうえでの重要な判断材料として、ごみ処理行政の動向をまとめます。具体的には、令和6年度時点での関連法令、県の関連計画等についてまとめます。

○関連する法律（新たに制定または改正された法律）：「食品ロス削減推進法」「プラスチック資源循環法」

○関連する国や県の計画：「第四次循環型社会形成推進基本計画」「長野県廃棄物処理計画（第5期）」

（3）市が現在把握している課題

本市のごみ処理における主な課題は、表3-1のとおりです。アンケート調査および食品ロス調査の結果は現在解析中であり、まだ課題が具体的に表れていませんが、進捗に合わせて課題の抽出を進めていきます。

表3-1 本市のごみ処理における課題

課題	内容
1. 可燃ごみの減量化 (生活系・事業系)	<p>本市の1人1日当たりのごみ排出量は、県内の平均を下回っておりますが、近年はごみ排出量の削減が進まず、令和6年度の数値目標の達成は難しい状況にあります。特に、生活系と事業系を合わせた可燃ごみについては、佐久平クリーンセンターでの受入上限(18,742t)が到達目前であり、なかでも生活系可燃ごみの減量化を重点的に推進する必要があります(図3-1参照)。</p>
2. 生ごみの堆肥化 (生活系・事業系)	<p>臼田地区では旧臼田町時代から引き続き、家庭や事業所から出る生ごみを「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化しています。</p> <p>臼田地区の家庭から出る生ごみの収集については、週2回実施されていますが、可燃ごみは週1回のみとなっています。他の地区では、可燃ごみの収集が週2回あり、生ごみを可燃ごみとして排出しています。</p> <p>臼田地区では他地区と比較して、生ごみの分別の手間を要し、可燃ごみの収集回数も少ない現状です。</p> <p>また、「佐久市堆肥製産センター」は平成13年度から供用しており、20年以上稼働していることから施設の老朽化が進んでいます。一方で、生ごみを資源化するという循環型社会の形成に向けた重要な取組であるため、今後の在り方についてさまざまな面から検討を進めていく必要があります。</p>
3. 製品プラスチックの資源化 (生活系)	<p>令和4年4月1日にプラスチック資源循環法が施行となり、自治体には、プラスチックの資源循環の促進を図ることを目的に製品プラスチックの資源化が求められていますが、現在、本市では製品プラスチックを可燃ごみとして収集し、焼却処理をしています。</p> <p>今後、廃棄された製品プラスチックの分別収集や資源化について、検討を進めていく必要があります。</p>
4. ごみ処理手数料の徴収 (生活系)	<p>長野県内の多くの市では、40リットル袋〔可燃ごみ袋(大)相当〕のごみ袋に平均46円のごみ処理手数料を上乗せして販売しています(資源物を除く)。本市でも、令和5年度から可燃ごみと埋立ごみに対してごみ処理手数料を上乗せして販売する予定でしたが、物価の高騰を受け、ごみ処理手数料の徴収を延期しました。</p> <p>ごみ処理手数料を上乗せしてごみ袋を販売することは、ごみの排出抑制、費用負担の公平性の確保及び資源化の推進などの観点から有効と考えられるため、ごみ処理手数料の金額や徴収の実施時期について、検討を進めていく必要があります。</p>
5. 雑びんの回収方法 (生活系)	<p>本市では雑びんを「無色透明」「茶色」「その他の色」の3色に分け、指定袋に入れてごみステーションへ出すことにしています。この排出方法はびんが袋に溜まるまでに期間を要することから、少量であっても雑びんを出すことができる常設型の拠点や回収ボックスの設置の検討を進めていく必要があります。</p>
6. 排出困難世帯へのごみ出し支援 (生活系)	<p>高齢化の進行により、介護を必要とする方が増えるなど、ごみの分別やごみ出しの支援が必要な方の増加が想定されます。</p> <p>市では、独り暮らしの高齢者、高齢者世帯及び高齢者と障がい者のみの世帯で、家庭ごみをごみステーションまで搬出することが困難な方に対し、家庭ごみの回収を行っています。</p> <p>望ましい支援の在り方や方法等について、関係部署とともに検討を進めていく必要があります。</p>

4 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念と目指す将来像

○基本理念

現行計画の基本理念のコンセプトを引き継ぎつつ、「目指す将来像」の達成に向けた基本理念を確立します。課題への対応を踏まえ、基本理念を以下のように設定します。

基本理念（案）

ごみ減量化と資源化を進め、持続可能で住みよいまちを目指す
～市民、事業者、行政のパートナーシップで実現する～

○目指す将来像

第二次佐久市環境基本計画（改訂版）では、市が目指す望ましい環境像を実現するための目標として、5つの基本目標を定めています。このうち、ごみ処理に関連する以下の基本目標を本計画の目指す将来像として位置づけます。

目指す将来像（案）

循環型社会の実現
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

(2) ごみ排出量の予測

○将来人口の設定

ごみ排出量の予測に使用する将来人口は、「令和元年度改訂版佐久市人口ビジョン」（令和2年3月）の推計結果^{注)}を基に設定します。本計画の目標年度である令和26年度には、人口が91,838人となる見込みです。

注) 人口ビジョンの推計結果は5年毎であるため、推計結果のない年度については、直線補間により将来人口を設定します。

○ごみ排出量の予測手法

ごみ排出量の予測には、将来のごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）を将来の人口と掛け合わせる方法を用います。この将来の原単位の予測には、数学的手法であるトレンド法^{注1)}を採用します。また、予測に使用する過去の実績値は、平成26年度から令和5年度までの10年間^{注2)}とします。

注1)トレンド法は、過去の動態（ごみ排出量の推移の傾向）が今後も同様に継続するという前提に基づいて予測する手法です。

注2)「ごみ処理基本計画策定指針」では5年以上の実績値を使用することが求められています。令和2年度～令和4年度の3年間がコロナ禍でごみの排出状況が特異であったことから、予測に使用する実績値の集計期間は長めの10年間とします。

(3) 計画目標

○計画目標として定める指標

現行計画では、計画目標として減量化目標、資源化目標及び最終処分量の削減目標を定めています。具体的な指標として、一般廃棄物（ごみ）の排出量、1人1日排出量、リサイクル率、最終処分量及び最終処分率を定め、このうち、1人1日排出量については、生活系ごみと事業系ごみの別、さらにそれら可燃ごみについても指標として設定しています。

本計画ではあらためて指標の見直しを行い、本市の上位計画や国、県の計画等の指標を踏まえ、課題に対応した指標を設定するものとします。

表4-1 現行計画で定める指標（参考）

大項目	中項目	小項目
1. 減量化目標 (表3-1の課題1~4に対応)	①一般廃棄物（ごみ）の排出量 (ごみ総排出量)	—
	②1人1日排出量 (1人1日当たりごみ排出量)	②-1 うち生活系、②-2 うち生活系可燃ごみ ②-3 うち事業系、②-4 うち事業系可燃ごみ
2. 資源化目標 (表3-1の課題2~4に対応)	③リサイクル率	—
3. 最終処分量の削減目標	④最終処分量	—
	⑤最終処分率	—

○数値目標

中間目標年度と最終目標年度の数値目標を設定します。以下のとおり、数値目標の設定方法は複数あり、指標ごとに適切な方法を選択して数値目標を決定します。

表4-2 数値目標の設定方法の例

設定方法	内容
1. 佐久市の上位計画を踏まえて設定する方法	佐久市の総合計画や環境基本計画などの上位計画で掲げる数値目標を踏まえて設定する方法。
2. 国や県の計画等を参考に設定する方法	国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物処理法に基づく基本方針」、県の「長野県廃棄物処理計画(第5期)」などで掲げる数値目標を参考に設定する方法。
3. 施設の受入上限等を踏まえて設定する方法	佐久平クリーンセンターの受入上限や有事の際の災害廃棄物等を処理する余力を踏まえて数値目標を設定する方法。
4. 施策の効果を加味して設定する方法	新たに実施する施策の減量化等の効果を数値化し（品目別に削減量を設定）、それを積み上げたものを数値目標として設定する方法。

(4) 関係者の役割

市民、事業者及び市の果たすべき役割を明確にします。

(5) 取組の方向性

本計画では、資料調査やアンケート調査で抽出した課題やごみ処理における多様な課題に対応し、さらに計画目標を達成するため、国や県の計画を参考にしながら、取組の方向性を検討すると同時に、具体的な取組の内容も検討します。

表4-3 市が現在把握している課題とそれに対応する施策

課題	対応する施策
1. 可燃ごみの減量化	●食品ロス対策（食品ロス削減のための情報提供・啓発、フードドライブの推進）、●生ごみの水切り、●生ごみ処理機等の普及・促進 ●資源ごみの分別徹底、●わかりやすい情報提供と啓発方法の検討
2. 生ごみの堆肥化	●生ごみ堆肥化の在り方の検討
3. 製品プラスチックの資源化	●製品プラスチックの資源化ルートの検討 ●製品プラスチックの資源化を見据えた分別区分及び収集運搬体制の検討
4. ごみ処理手数料の徴収	●ごみ処理手数料の金額等の検討
5. 雑びんの回収方法	●雑びんの回収方法等の検討
6. 排出困難世帯へのごみ出し支援	●排出困難世帯のごみ出し支援の検討（支援方法や対象者について）

(6) 計画の推進

計画の周知方法や PDCA サイクルによる本計画の点検方法について記述します。

5 食品ロス削減推進計画

食品ロス：食べ残しや未利用の食品など、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

(1) 食品ロスの現状と課題

○食品ロスの現状でまとめる項目：「食品ロス調査結果」、「食品ロス発生量の推計※」、「全国推計との比較※」

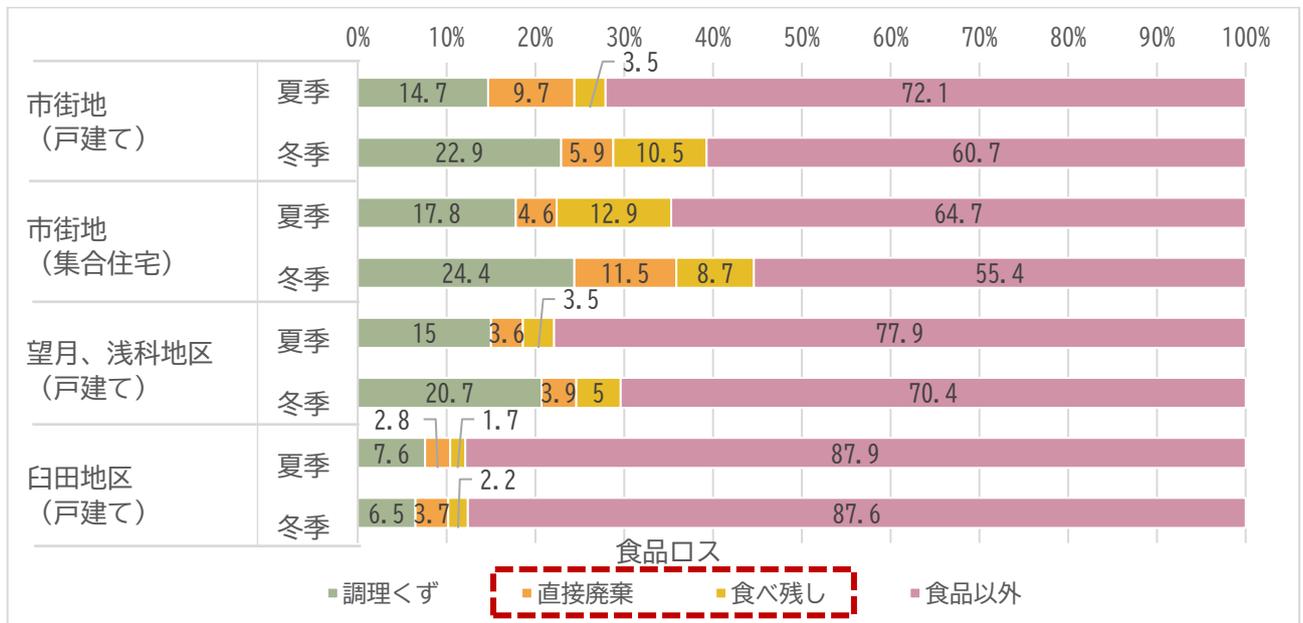
※今後、まとめる項目。

○食品ロス調査結果

本市の食品ロスの実態を把握するため、家庭から出される「可燃ごみ（収集ごみ）」の中に含まれる食品ロスの排出状況を調査しました。食品ロス調査結果は、以下のとおりです。なお、市内の食品ロス発生量は、現在推計中^{注)}です。

調査期間：令和5年9月28日（木）～29日（金）、12月21日（木）～22日（金）

注) 食品ロス調査結果で得られた可燃ごみの組成を基に、可燃ごみ排出量に食品ロスの割合を掛け合わせることで食品ロス発生量を推計することが可能です。ただし、白田地区とそれ以外の地区とでは組成が大きく異なるため、市内全体の食品ロスの割合を単純な算術平均で求めるのは難しく、各地区の人口比などを踏まえて推計する必要があります。



- ・「白田地区」では生ごみを分別しているため、他の地区と比較して可燃ごみに含まれる食品廃棄物の割合が少ない
- ・市街地の戸建てと集合住宅との比較では、集合住宅の方が食品廃棄物の割合が高く、戸建て同士の「市街地」と「望月、浅科地区」との比較では、「市街地」の方が食品廃棄物の割合が高い
- ・「白田地区」を除き、調理くずは夏季より冬季の方が割合が高いが、食品ロスは夏季と冬季で差はわずか

図5-1 食品ロス調査結果

(2) 計画の目標

食品ロスの調査を実施し、そこから抽出した課題に対応するため、適切な指標や具体的な数値目標を設定します。

(3) 取組の方向性

現行計画では、主に情報提供や啓発に焦点を当てた食品ロス対策を進めています。国や県の計画を参考にし、また食品ロス調査から抽出された課題を考慮して、具体的かつ効果的な取組を検討します。